

日本における洋服受容の過程 一明治前期一

The process of accepting European clothes in Japan

—With reference to the first term of Meiji period—

桜井保子
Yasuko Sakurai

〔緒言〕

日本における外来文化の流入期は、歴史上幾度かおとずれたが、概観すれば5世紀から6世紀の中国文化と仏教文化の伝来、16世紀後半から17世紀はじめにかけてのいわゆる南蛮貿易時代に導入されたスペイン、ポルトガル文化、そして19世紀以後の西洋文化の大流入の三期があげられる。この内19世紀以後特に明治初期は、西欧諸国数十年の文化を一期に取り入れたこと政治経済の近代化が、風俗、生活文化の西洋化と重なったことなどから、それ以前の二期と区別される。また、この時期の服装の改革が日本人の洋装化の起点となり、現代の洋風の生活文化にもつながっているという点で意味深い。この時期についてはこれまで、軍服や女学生の制服、女子洋装などを個々にあつかった研究がなされている。本報では、明治前期の洋装と、それが一般庶民の衣生活の中でどのように受け止められたかを考察する。

〔研究方法〕

明治初年から、明治最大の洋装の興隆期と考えられる明治20年頃までを、明治前期と定め、研究対象とした。基礎資料として『新聞集成明治編年史』財政経済学会発行（1巻～7巻）を使用し、衣生活に関連する事項を抜粋したのち、洋装化の過程を男女別に、また、政府主導型の流れと一般庶民の対応とに分析して、考察を進めた。さらに当時の洋服の形態を知るために風俗画、洋裁書などを参考資料とした。

〔研究結果および考察〕

日本で天保の改革が失敗に終わり、幕府権力の低下が致命的になっていた頃、ヨーロッパでは、産業革命を経て資本主義が飛躍的な発展をとげていた。大量生産が可能になった西欧列強は、原料の供給と商品の市場を求めてアジアに進出し、すでに早くからインド、インドシナを植民地としていた。アヘン戦争、大平天国の乱を機にした清国の侵略は、日本の植民地化の危機をも暗示するものであった。

1853年のペリー来航に始まる欧米列強の資本主義との接触により、もはや日本の開国は余儀なくされた。ついに1854年アメリカとの間に和親条約が締結され、続いて1856年にはハリスの巧みな外交交渉により通商条約を承認した。この条約で先に開かれた下田、函館の他に新たに

神奈川、兵庫、長崎、新潟の四港を開くことを約束した。条約の内容は、外国人の国内通行や信仰の自由、領事裁判権の承認などを含む諸規則をとり決めた差別的なものであった。同様の条約は、イギリス、フランス、ロシア、オランダとも締結され、この条約が後年、明治政府により改正されるまでの過程で、鹿鳴館風俗と密接なかかわりをもつのである。

さて、このような状況の中で明治維新により成立した新政府は、近代国家の確立を急務とした。まず、版籍奉還により中央集権化を進め、同時に内政の充実を図ったが、それは殖産興業富国強兵の政策に集約される。官営工場の設立、鉄道、郵便の制度など種々の改革が進む中でしだいに近代国家の体制が整っていった。その中でも特に学制の発布、徴兵令の発布が、国民全体に対して大きな影響を与えた。また、士族の脱刀散髪、土下座の廃止、仇討ちの禁止、裸体の禁止など封建的習俗が廃止され、結婚や職業の自由が認められたことによって、大幅に人権の尊重に向かった時期でもあった。

一方衣生活の上では開港後、軍装としての筒袖、股引姿が多くなり、洋式調練の流行につれて立付が着用され、それがしだいに筒袖¹⁾、陣股引²⁾、レキション羽織³⁾に変わっていった。身分による服装の制限が取り除かれたのもこの頃であったが、従来の衣服に変わる服装が定まらず、混乱をきたしていた。このため明治政府は慶応4年6月衣服制度御下問をもって、諸臣に今後の服制に関する意見を聞いた。

衣服之制寒暄稱身體裁適宜上下之分ヲ明ニシ内外ノ別ヲ殊ニスル所以ナリ然ルニ近世其制一ナラス人其服ヲ異ニシ上下混淆國體何ヲ以テ立ツ事ヲ得ン故ニ古今ノ沿革ヲ考ヘ時宜ヲ權リ公議ヲ採リ一定ノ御制度被為立度 思召ニ付各見込之儀書取ヲ以テ來ル廿五日限上言可有之様 御沙汰候事

これに対して紀州藩主徳川茂承が答申をしている。

此度衣服制度之儀御下問之趣奉拝承臣茂承謹て愚考仕左之通御改正被為在候は、如何可有御座哉と奉存候

服制三等

禮服 大禮并外國公使參内依旧束帶

常服 官局出勤等羽織袴

戎服 當節専用の洋制 (以下略)

この答申を踏まえて、慶応4年8月23日には古来の中国風の礼服を廃して、天皇は立纓冠に黄櫨染の御袍を正服とし、以下は束帶、狩衣、直重を着用することを定めた。

I 男子服の洋装化

1. 軍服、職能服、礼服の制定と文明開化

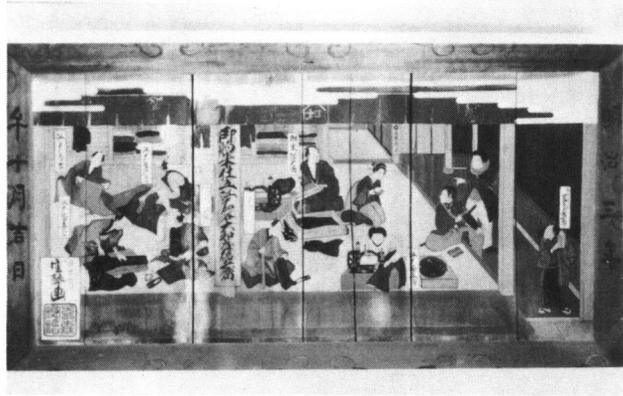
明治政府が、西欧文明の積極的な摂取をはかり、一連の近代化を進めていった中で、富国強兵はその根本政策であった。軍服の制定はこの政策に基づくものであり、西洋式調練の導入に引き続き採用された。明治3年陸軍はフランス式調練、海軍はイギリス式調練と決定し、同年12月に海軍、翌年4月には陸運⁵⁾の服制が制定されている。これらは幕末期の筒袖、股引を中心とした軍装とは異なり、イギリス、フランスの軍服を直接模倣したものであった。

また、富国のためには、殖産興業政策がとられたが、これにともない近代産業に欠くことのできない郵便、鉄道などの通信、交通機関も官営事業として始められた。この新しい機構の中で、新しい制服として、洋服が採用されたのである。すなわち、羅卒、郵便、鉄道関係者の制服、職能服や、太政官をはじめとする官員の制服などは、政府の近代化政策に付随した政治風

俗と理解することができる。

次に、礼服に関しては慶応4年に、中古以来採用されていた唐風の礼服が廃止されたことはすでに述べたが、昭和4年9月には服制風俗一新⁷⁾に関する詔勅が下された。これに引き続き5年11月には、太政官布告により、「従前ノ衣冠ヲ以テ祭服ト為シ、直垂、狩衣、上下等ハ総テ廃止被仰出候事」として洋服が採用された。ここに明治初年唐風から東帯に変わった礼服がさらに洋服に改ためられ、近代国家の礼服として定着したのである。

写真1. 舶来仕立之図



(恩徳寺絵馬)

では、このような政府主導型の日常生活に先行した急速な近代化を庶民は、どのように受け止めていたのだろうか。新政府の近代化政策は、文明開化の風潮を高め、頭髪の切り替えが始まった。明治4年の新聞雑誌が、「半髪頭ヲタイテミレバ因循姑息ノ音ガスル⁸⁾、惣髪頭ヲタイテミレバ王政復古ノ音ガスル⁹⁾、ジャンギリ頭ヲタイテミレバ文明開化ノ音ガスル」と伝えているように、斬切頭は文明開化を積極的に推し進めようとする人々から受け入れられた。しかし、「……今や文明の運に際し萬國交りを厚するに至り、荏苒野蕃の頭様を墨守、海外の皚笑を取るの理なし。依て決然頭髪を斷截し、以て方今隆運の盛恩を戴ん事を銘し、厚く相心得、速に剪除可致事……¹⁰⁾」といった布告や「滋賀県では丁髷に課税¹¹⁾」のみだしなどから、ここにも政府主導型の啓蒙的、半強制的な改革¹²⁾の一端がうかがわれる。明治6年の天皇の斬髪からも同様の意図が読み取れるが、一般への浸透は比較的はやかった。当時の和洋混淆の文明開化風俗を知る資料は多いが、完全な洋服姿は少なく、斬切頭に何かひとつ西洋のものを身につけることが開化の象徴とされていたようである。斬髪の普及にともない、帽子が洋服とは独立して、大変な勢いで受け入れられたのもこのためと考えられる。¹³⁾¹⁴⁾

写真2. 文明開化風俗



(明治事物起原)

次にこの頃着用された洋服の仕立てについてであるが、新聞雑誌に「洋服屋大繁昌¹⁵⁾」のみだしがみられるように、すでに洋服屋の存在は確かめられているが、その具体的な内容には不明な点が多い。以下「新聞集成明治編年史」から弱冠の知見を得たので紹介する。

まず、明治4年に、横浜52番ロースマンド、東京表茅場町柳屋店から「洋服屋開店廣告¹⁶⁾」がだされている。この広告によれば、日本人が各国の洋装品を寸法のあわぬままに着用していることを指摘して、これは古着屋か袋物師の変化した洋服仕立屋のしわざだとしている。当時この店がどのような方法で「身丈に合わせ正真の洋服」を作ったのか。また取り扱った洋服の数量や、利用者の実態などは明らかにされていないが、当時の洋服が古着屋から購入したものが多かったことや、明治初期の洋服仕立が袋物師からの転職者によってなされていたことなどが知られる。¹⁷⁾

続いて明治5年には、慶応義塾内に衣服仕立局が施設されている。施設の目的は第一に、洋

服が便利であるにもかかわらず、まだ着用者が少ないのは値段が高いためだとして、「中等以下世間ノ日用ニ適シテ、事實ニ便利ナルモノヲ主トスル」洋服を仕立てるためとしている。また第二に、女子は従来ただ男子に依頼して衣食を求めてきたが、このような「無用ノ婦人ヲシテ業に就シメンガタメ」と記されている。維新当初、洋服を単に文明開化の象徴として、表面的な外来文化の模倣として、とらえることが一般的であった時代に、すでに洋服の機能性を認識していたことは特筆すべきことである。当時の啓蒙書としてよく知られている「西洋衣食住」なども同様の意味で共通するものがあり、正しい洋服の知識を広めるために、一役かったものと思われる。

新政府の近代化政策によって新しい機構の中で取り入れられた洋服は、文明開化の象徴として、その一部が庶民に受容されるようになった。それが、斬髪や帽子、こうもり傘などと共に独特の文明開化の男性風俗をつくりだしたのである。しかし、このような急速な風俗の変化に対する批判もみられた。「ザンギリ頭は、開化の息抜きである」「散髪は非日本風である」といったものから「衣服日本様ナルニ歐風の帽子ハ何ノ為メゾ、其着衣ハ規則ナク、光澤モアラヌモノヲ着て、時様ノ上衣ハ何ノ為メナルヤ」といったちぐはぐな和洋混淆のスタイルを批判するものまでさまざまであった。

この和洋混淆のスタイルは、明治全般を通じての特徴であるが、明治10年頃までは、洋服類が流行とはいっても一部に限られ、常服は江戸時代を踏襲した和服が主だった。

2. 西南の役と洋服着用者の拡大

明治10年2月西南の役がはじまった。戦役の勃発とともに、洋服業界に軍服の大量注文がとびこみ業界の急速な発展を促がした。また、戦役後には、出征軍人の古服が放出され、これを入手して買いとる「払下げ屋」が生まれこれが市中の古着屋に卸された。この戦役後の大量生産と結びついて「洋服の月賦販売」が始まった。西南の役を境にした古着の増加は、古

表1. 東京府下の古着屋の数

年代	軒数
明治9	2,231
14	4,686
17	3,716
18	3,977
19	4,245
20	4,501
21	4,924
22	5,119
23	5,406
24	6,037
25	6,630

「府下諸商人調」
「東京府統計書」
(郵便報知新聞)

着屋の著しい増加となつてあらわれ、表

1. のように、明治9年には、2,231軒だった古着屋の数が、明治14年には4,686軒に急増し、ピークをなしている。この古着の増加は、その後の庶民の洋装化に大きな役割を果たした。

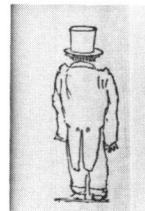
この頃の風俗を知るうえで、Morse: Japan Day by Day は貴重な文献であるが、その中でも古着屋から買ったと思われる体に合わない洋服を着た日本人のスケッチが、のせられている。(写真4) Morseの描写によれば「身体がふたつ入りそうな燕服を着て、目まで来る帽子に紙をつめてかぶり、何番か大き過ぎる白木

写真3. 大阪陸軍臨時病院の手術の図



東京芸術大学蔵(医学選粹)

写真4. 燕服姿



綿の手袋をはめて、独立記念のピエロのようであった」ということである。

しかし、同文献中で、彼と同じ実験室で仕事をする事が多い大学教授が、和服の袂が邪魔になるという理由から、時々洋服を着用していたことにも触れており、知識人には早くから洋服の機能性が理解されていたものと思われる。ただMorse自身は「非常に暑い日や非常に寒い日には和服の方が楽である」という趣旨のことを述べており、温度調節の容易さという点で和服を評価していたようだ。さらに彼は、学生の服装にも言及しているが、その風俗描写とスケッチから、斬切頭に袴をつけ、下着にシャツを着用していた当時の学生風俗がしのばれる。

写真 5. 老烈等愛知県病院外科手術図



名古屋大学医学部蔵(医学選粹)

写真 6. 実験をする学生



Morse : Japan Day by Day

またこの時期に、明治3、4年にかけて制定された各種の制服や職能服に改良が加えられ、整備されるとともに、その着用者を拡大していった。

明治14年には東京巡査の夏服が陸海軍兵士と同様の白木綿の洋服に改められ、翌15年には、²³⁾三府所在の裁判所法官の服装が、紺黒二種の洋服に定められた。続いて18年²⁴⁾には三府五港の府県吏員に洋服着用が強制された。このうち法官の服装に関しては、東京日日新聞に「三府所在の各裁判所に限り、判事、判事補、検事、検事補、書記とも本月よりは紺黒の二種に限る西洋服着用にて出勤すべき旨を、法臈司法郷より達せられたり、右に付き判任へは、今回に限り手當として月俸五十圓より卅五圓までの向へ廿圓宛を同三十圓より十二圓迄の向へ廿五圓宛を下渡さる、趣なり、俄かの事なれば随分當惑の方も無にあらざるべし」とある。この記述から特別の手当を支給してまで出勤用の法官の服装を、洋服に改めようとする政府の積極的な姿勢がうかがわれる。このことは単に法官の洋服という表面的な風俗上の問題にとどまらず、明治初年からの近代化政策が次々と実現してゆく中で、やがて憲法発布、国会の開設へつながら近代国家確立への道程としてとらえることができよう。

次に、このようにしだいに着用者を拡大していった洋服の調達方法であるが、前節で述べた洋服屋の他に明治11年に海軍兵学校の洋²⁶⁾物裁縫所が新設されている。洋服の調達はその需要量から、軍の機関に負うところ

表 2. 輸入国別ミシン輸入額

(単位円)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	カナダ	フランス	ベルギー	オーストラリア	オランダ	その他	計
明治16										2,466
17	907	2,402	2,663		1,104	61		68		7,205
18	1,001	9,728	5,456		16	244	77	192		16,714
19	1,380	8,385	12,531		116		70			22,482
20	2,095	24,542	53,205		28		12	79	20	79,981
21	2,305	18,863	43,270		157			129		64,724
22	2,485	1,803	14,835	50	47	314			15	19,549
23	2,718	5,211	6,224		107				20	14,319

大日本貿易年表²⁷⁾

が多いのだが、明治19年に陸軍被服本廠が設立され、陸軍が自ら軍服の製造にのりだした。このため、明治初年からすこしずつ輸入されてきた外国ミシンが、明治20年、21年をピークに増大している。(表2)その後、²⁸⁾陸軍被服本廠は、日清日露の戦争と共に、被服の製造、ミシン技術の導入を通じて洋装化に大きな役割を果たすことになる。

3. 鹿鳴館と男子服の洋装化

明治16年11月鹿鳴館が落成し、翌17年から伊藤博文と井上馨の発案で舞踏会が開かれた。これは幕末に諸外国と結んだ不平等条約を改正する意図で、まず、内外の人の交際を深めるための社交機関として設けられたものである。鹿鳴館では、連日華やかな夜会、舞踏会が行なわれ、出入りする者は、男女同伴と洋装が原則とされた。ここに、服装史上特異な鹿鳴館風俗の出現をみたのである。

鹿鳴館と男子洋装の置位づけは女子の場合ほど明確な意味をもた

ないが、夫人同伴のダンスと飲食を伴う社交の場で洋服が着用されたのは画期的な事であった。男子洋服はこの時期、すでに官吏、大学教授などの中で一般化しつつあったが、鹿鳴館を中心とした欧風化により、さらに洋装化が促進された。

このことは、朝野新聞の「洋服全盛の時代」や郵便報知新聞の「洋服流行」の記事となって現われている。これらの記述から、²⁹⁾洋服の注文に³⁰⁾応ずる洋服裁縫師が多忙をきわめていたことや、古着を求める人も多かったため古着屋が大繁盛したことなどがわかる。また当時の流行としては、濃紺や黒の綾羅紗仕立のフロックコートが好まれ、スコッチ製の縞羅紗や、ドイツ製のフランネルなどもよく用いられていた。

この頃学生たちにも洋服が受け入れられ、明治18年には大学予備門の生徒が一同申し合わせの上モヘルの洋服を着用することを決め、³¹⁾続いて³²⁾従来和服好みとされていた慶応義塾生徒の過半数が一齋に洋服に改めた。

政府の近代化政策は、次代をになう学生たちにも浸透し、官吏や知識階級から受容された洋服がさらに学生へと、着用者を拡大していったのである。

II. 女子服の洋装化

1. 女子洋装の先駆者

男子の洋服が、政府の近代化政策の一端をになうものとして採用され、除々に一般への浸透をみたのに対し、女子の洋装化は遅々として進まなかった。特に明治初年から明治16年の鹿鳴館落成に到る期間の洋服着用者は、ごく限られており、この人たちを女子洋装の先駆者とみなすことができよう。

「新聞集成明治編年史」の記述をもとに女子洋装の先駆者をあげると、芸者、留学生、洋行

写真7. 鹿鳴館前の男女



ガス資料館所蔵 (写真にみる日本洋装史)

帰りの人などに限られる。

まず、明治4年「吉原妓楼洋風に改造」のみだしで、妓楼をヨーロッパ造にならって改造中のため、開化の春には繁盛するであろうと報じられている。同様の記事が明治9年の読売新聞にもみられる。洋服の着用を示す記事としては明治5年の「洋服のおしゃく」³⁴⁾もあげられる。

希有ノ物ズキヲ為スモノ有モノニテ、坂本町ノ植木店ナル³⁵⁾絃妓小ミサナル者ノ妹セイラント名ノル³⁶⁾少女アリ、歳十四許ナルガ支那風ニ剃頭シテ洋服ヲ着用シ、月琴ヲ携ヘテ客ニ招カレ、酒席ニモテハヤサル、ヨシナリ……

また、明治6年の日要新聞にも遊女の洋装が詳しく報じられており、はやくから外国人に接していた長崎の丸山遊廊では、娼妓の洋装もはやく、緋緞子の上着に黒ビロードのスカートなどの舶来洋服が着られていたという。続いて10年にも、新吉原角町の貸座敷を西洋風に模倣して上等別品の娼妓に洋服を着せたことが記されている³⁷⁾。このような芸者の洋装は、その職業柄、伝統的な衣裳に対して新奇をねらったものと思われるが目立った利用者はみられず、一時的な流行³⁸⁾に終わった。

次に、洋行帰りの人たちであるが、すでによく知られている津田梅子ら5人のアメリカ留学生をあげることができる。明治政府が女子教育の必要性から、5人の少女を外国に留学させたのは明治4年のことであった。この留学生は出発前振袖姿であったが、渡米後洋装した。続いて明治6年には蜂須賀侯夫人がアメリカから洋装で帰朝しているが、当時の婦人の様子は、「其婦人の衣裳尤も美にして且その着用のよく似合たること、真の西洋の貴女に異ならずといへり」⁴⁰⁾と報じられている。

これまでの洋装者とは少し性格を異にするが、洋式結婚式の場で洋装をした女性もみられた。明治6年に長崎榎木町で、16才の少女が在留支那人「ベン・テク」と、翌7年には、東京でも三浦十郎とよぶ青年が、外国婦人と洋式結婚式をあげている。また同じ年の3月には東京浅草で語学校へ出る男性と、18、19歳の女性の洋装の結婚式が伝えられている⁴³⁾。続いて明治8年2月6日には外交官で後の文部大臣となる森有礼が、福沢諭吉を証人として挙式⁴⁴⁾を行なっているが、その様子を翌日の東京日日新聞が次のように報じている。

……新夫は小禮服を着し、新婦は薄鼠色の西洋女服の上に、白紗を以って顔より覆ひ、新夫に手を引かれて此座敷に出掛たり……新夫婦は兼て奥の座敷に設けたる食机に就て、男女賓客に點心を供す。この點心は西洋の料理にて……日本人には少し不承知だろうが、そこには、主人が主人なれば御客も御客で、皆、西洋開化の御連中ゆゑ、大得意で歡を盡されたり

森有礼の結婚式が、服装、料理、マナーに到るまで、すべて西洋風を踏襲していたことから、明治初期の政府高官の開化思想の一端を、うかがい知ることができる。しかし同新聞のみだしで「ハイカラ結婚式」と称されるこの式には批判もあり、一週間後の朝野新聞には、「森有礼の結婚式是非」⁴⁵⁾が掲載されている。その中で新婦の洋装については「男子ノ禮服ハ洋装ニ改定セラレタレドモ、未ダ女婦ノ禮服ヲ洋装ト定メラレタルヲ聞カズ、然レバ白無垢綿帽子ノ方ガ適當ニ非ズヤ」としている。この批判は、男子の礼服がすでに明治5年に洋服と定められていたのに対し、女子礼服の定められていなかった当時としては当然と考えられる。また男子の洋服は、洋服屋が続々とでき、かなりの着用者がみられたのに対し、女子の洋装は、以上に述べてきたようなごく限られた特殊な例にすぎなかった明治洋装の性格を、よく言いあてたものともいえよう。

明治初年から男子は洋服の一部受容という形で和洋混淆の文明開化風俗をつくりだしたのに対し、女子の文明開化は、服装改良運動の第一歩として、袴姿に靴をはく服装となって現れた。

これは、非活動的な従来の和服の欠点を袴で補なおうとするもので、新しい時代にふさわしい活動的な服装への要求であった。この女学生の男袴に靴のスタイルは時代の先端をゆくものとされていたが、これも一時的な現象として明治10年代後半には一担消え、30年代に再び行燈袴に改良され、やがて筒袖、袴の機能的な改良服に完成されていく。次の記事は10年代の女学生の袴姿に対する社会反響を知る手がかりとなる。

明治1年10月 生意気千万 女性徒が靴袴 それで意気揚々生かじりの同権論
明治⁴⁶⁾16年5月 ……地方により 女教員女生徒等のいかめし気にも 袴をつけ靴を穿き
⁴⁷⁾ 女だてらに ギギッと肩ふり 懐手して 歩行ものあり……

当時の知識階級の女性にとっては、袴や靴の着用が明治維新の改革による男女同権、しいては封建体制からの女性解放と考えられていたようだが、社会一般からの批判はきびしかった。

2. 鹿鳴館と女子服の洋装化

不平等条約改正のための欧化政策のひとつとして落成した鹿鳴館は、服飾界にも特殊な鹿鳴館風俗をつくりだした。男子の洋装からはるかに遅れをとり、ほとんど着用者をみなかった女子洋装が、この時期に、上流階級を中心に盛んに取り入れられたのである。

写真8はこの代表的なものである。これは西欧のバ⁴⁸⁾ッスルスタイルをそのまま模倣したものであるが、日本ではフランス風とイギリス風両者の感覚が同時に採用されたといわれている。しかし実際には西欧の模倣が正しく行なわれなかったことも多かったようで、「舞⁴⁹⁾踏は上手だが外が釣合わぬ」という英国人の鹿鳴館評もみられた。

また対外的な社交の場として、西欧の流儀にしたがい、男女同伴と洋装を原則としていたが、鹿鳴館で着用された女子服がすべてバ⁴⁸⁾ッスルスタイルの洋服だったわけではなく、次の記述はそのことをよく示している。

明治19年2月28日 郵便報知新聞 ……聞く所に
據れば、夫人は袴を着用するは勿論なるべけれど、未だ女子正服の制の公然定まらざるがゆへ、其用意なき向もあらんに依り、今回の夜會には西洋服装又は紋服白襟ならば差支へなしとの事なり……

このように鹿鳴館の夜会で着用されていた衣服は、袴、紋服白襟、西洋服の三種類だったのである。当時の貴顕淑女がどのような割合で、この三種の衣服を着こなしていたかは興味ある問題だが、具体的記述を示す資料にめぐまれず、次のような新聞記事がわずかな手がかりとして残されている。

明治19年3月4日 東京日日新聞 ……唯貴婦人令嬢方は何れもお抱への馬車人力車に召されたるも、猶ほ隙間より吹込む雪に襦も袴も帯も上衣もしほれたる上……

明治19年3月20日 東京日日新聞 ……姫君は御二方ともに西洋禮服の麗はしきを裾長く着流して……御息所には唐織の袴に緋の切袴を召させ玉ひておはしける……御息所、御簾中、北の方及び女房たちの或は袴の気高なるあり。或は今様の洋服の麗はしきありて…

写真8. バッスル・スタイルの戸田伯爵夫人



(写真にみる日本洋装史)

以上のように貴族や上流階級の人々の間に、すこしずつ洋服がとり入れられるようになった。それが、各方面にわたる改良運動が高まる中で、婦人束髪会の活発な運動の成果も手伝って、しだいに女子師範の教員、女学生にまで広がっていったのである。

婦人束髪会は、渡辺鼎、石川映作らによって明治8年に結成され、束髪図解の売出などを通じて、⁵⁰⁾従来の婦人結髪を束髪に改めるように啓蒙運動をくり広げた。束髪をすすめる理由は、衛生的、経済的、機能的な面から説明されていた。当時の束髪の流行を示す記事は多く、「束髪流行デ小間物屋上ツタリ」のみだしがみられる。また、「明治18年9月15日午後2時から3時までの一時間に、日本橋を通行する婦人頭髪の模様を視察したところ束髪52人、日本流束髪37人旧様の髷404人であった」とする報告もみられる。「束髪会は舞踏会員の内にも多数の賛成者」⁵¹⁾があり、一般婦人から上流階級の婦人まで幅広く浸透していったのである。

男女同伴の鹿鳴館の夜会によって、女子にも公式の場が与えられ、上流階級を中心に洋服が受容されるようになると、文明開化からとり残されていた女子の服装にも、目が向けられるようになった。まず明治19年には宮中女官に洋服の制が採用され、具体的な内容が成文化された。続いて明治20年には、「洋服は日本の古制に近く國産を以て之を作れば工業と美術の奨励たらん」として洋服採用をすすめる皇后の御思召書がだされている。民間の動きとしては、⁵²⁾陸軍将校夫人が儀式宴会には洋服着用との申しあわせをしたことがあげられる。

こうして洋服はしだいに女子の公式の服装としての意味づけがなされてゆくが、これがこの時期に、女子洋装が全盛時代を迎えた原因ともいえよう。

次に、鹿鳴館を中心に進んだ洋装化が各界におよぼした影響をさぐってみたい。

まず明治19年に、白木屋が紙上に女洋服広告をだし、女服裁縫に熟練した英人を招いたことを伝えている。また20年には三井洋服店が開業し、西洋女服はフランス人の裁縫に限るとしてフランスの裁縫女工2名を雇ったと記されている。これらの婦人洋服店は、従来の職人が独立してはじめた「女唐服屋」とは別に、呉服店に新しく洋服部を設けたものであり、この時期の婦人洋服の需要に⁵³⁾応じたものといえよう。

また教育界にも興味ある動きがあった。明治20年に大阪の女生徒に洋服裁縫の授業が行なわれるようになったのである。次に示すのは、それを報じる朝日新聞の記事である。

東區中大江學校にては、昨日より其女生徒に洋服裁縫の業を授くる事となり、又同區汎愛船場の兩學校も同様近日の中に其授業を始るよし、是は當節柄尤も有用の事にして吾人の賛成する所なり、猶此他の各學校に於ても均しく之に倣はんことを望む。

さらに、「洋服流行の折から女子に其の裁縫方を學ばせ⁵⁴⁾なば、彼等に取りて有益なる職業ともなるべし」として、日本橋の加藤左馬次氏が、女子裁縫学校設立の計画があることを示唆している。この洋裁教育の普及は、その後の庶民の洋装化に大きな役割を果たした。

これに加えて、多くの洋裁書がこの時期に刊行されている(表3)これらの詳しい内容については、改めて紹介したいが、一般向けの日本と西洋の服装を一冊にあつた「日本西洋裁縫獨稽古」の中に次のような趣旨の記述がみられる。それは、「今日官員社会においては過半が洋服となり、民間においてもやや洋服に傾いているため、洋服の裁縫いは今日

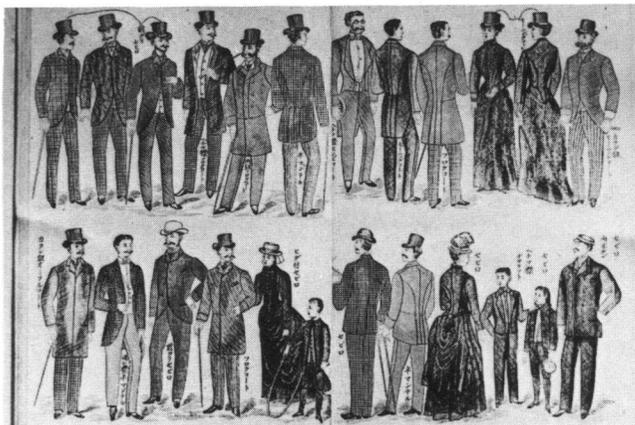
表3. 明治前期発行の洋裁書

発行年	書名	著者	編者	訳者
明治6	改服裁縫初心伝	勝山	力松	
10	女学階梯 卷之老	邨上	復雄	
11	西洋裁縫教授書	原田	新次郎	訳
16	日本西洋衣服裁縫の教	石井	郁太郎	
18	日本西洋裁縫獨稽古	丸山	萬五郎	
20	男女西洋服裁縫独案内	大家	松之助	
20	男女西洋服裁縫新書	渡辺	二九三	
20	男女西洋服裁縫指南	正木	安子	
20	和洋男女裁縫独案内	鈴木	正夫	
20	男女洋服裁縫独案内	森	兼次郎	
20	洋服裁縫雛形	水口	龍之助	
20	日本西洋裁縫獨稽古	丸山	萬五郎	
20	日本西洋裁縫教の種本	嵯峨	野彦太郎	
21	洋服着用者必携	石原	孫一郎	
21	洋服裁断新法獨案内	鈴木	義信	訳

の女子の学ばねばならないものである」とするものである。明治前期に流入した洋服が、男子には着用という形で、女子には裁縫という形で受け入れられたのである。

鹿鳴館の女子洋装に関しては、服装史研究上、日本女子洋装のあけぼのとしての重要性を説く見解政府の不平等条約改正のための極端な欧化政策が現われた特殊な、一時的な現象とする

写真9. 洋裁書にみる明治洋裁



（男女西洋服裁縫指南）

見解、また、鹿鳴館の夜会服飾そのものに重点をおく見解など様々である。しかし、鹿鳴館風俗がどのような意図で作られたものであったにせよ、その風俗に触れる機会をもった当時の日本人の生活基盤と、それをうけとめる意識に大きな影響をあたえたものと思われる。このことは、鹿鳴館の夜会に出席することによって、女子にも公式の場が与えられ、それにもふさわしい服装として、洋服が取り入れられたこと、それにともない上流婦人や女子師範の教員、女学生など、それ以前にはみられなかった階層の女性たちがわずかではあるが洋服を取り入れたこと、また従来の洋服仕立に加えて、呉服店の洋服部が開設されていることなどからうかがわれる。

〔要 約〕

明治政府が近代国家の確立をめざして、文明開化と富国強兵のもとに推し進めた諸改革は、服装にもおよび、洋装化となって現われた。軍服や礼服、各種職能服、司法官の法服や官吏の制服などは、いずれも政府の近代化政策に付随したものであった。明治前期の洋服は、このような政府主導型の政治的色彩の濃いものであり、おのずから着用者は限られていた。けれども政府の近代化政策がすこしずつ実現していく中で、職能服や制服に採用される洋服の範囲もしだいに広まり、官吏や知識階級に一応の普及をみるに到った。洋服店の開業や西南の役を契機とした古着屋の増加は、この男子の洋装化に大きな役割を果たした。

一方庶民は、文明開化の風潮のもと、漸髪に和洋混淆のスタイルとして、洋装の一部を取り入れた。これは、帽子やこうもり傘などの洋装小物、付属品の受容につながった。

女子の服装に関しては、鹿鳴館以後目が向けられるようになり、洋服が公式の場にふさわしい服装として受容され、しだいに上流階級の風俗として定着していった。この鹿鳴館を中心とした洋装は、やがて女子師範の教員や女学生へと着用者を拡大していったが、庶民への浸透はみられなかった。

しかし、各種の改良運動の中で一時期、和服の非機能性を補う女学生の袴姿がみられたことや、結髪が束髪に改められたこと、鹿鳴館以後に洋裁教育が芽ばえたことなどからうかがわれるように、その後の庶民の洋装化を促す要因は、すでにこの時期に形成されていたのである。

稿を終えるにあたり、終始ご懇切なご指導を頂きました。岡山大学教授西村綏子先生、奈良女子大学助教授相川佳予子先生に、深く感謝致します。尚、本研究は、中国短期大学研究費助成を受けたものの一部であり、概要は日本家政学会第33回総会において口頭発表した。

〔参 考 文 献 等〕

- 1) 開国以前にもわずかではあるが、長崎に留学した医学生や蘭学生、画師たちの中に洋服を模倣する者がいたことが、すでに報告されている。
- 2) 『続徳川実紀』文久元年7月朔日、「異風之筒袖 異様之冠物着用不相成趣、兼而相触置候処、近頃密々着用致候族有之哉之由、如何之事候」
- 3) 「太政官日誌」慶応4年6月10日『新聞集成明治編年史』
- 4) 『南紀徳川史』慶応4年6月25日
- 5) 「太政官日誌」明治3年12月22日『新聞集成明治編年史』
- 6) 「太政官日誌」明治3年11月5日 前掲書
- 7) 「新聞雑誌12」明治4年9月 前掲書
- 8) 「太政官日誌」明治4年8月9日 前掲書 「散髪、制服、略制服、禮式之外、脱刀トモ自今可為勝手旨御布令アリ。」
- 9) 「新聞雑誌2」明治4年5月 前掲書
- 10) 「東京日日新聞」明治6年2月3日 前掲書
- 11) 「新聞雑誌131」明治6年8月 前掲書
- 12) 「新聞雑誌86」明治6年3月 前掲書
- 13) 『日本生活文化史7』東京を例にとると斬髪は3割で半髪は7割となっている。
- 14) 「新聞雑誌2」明治4年5月『新聞集成明治編年史』
「新聞雑誌67」明治5年11月 前掲書 「……坂府斬髪ノ布令ヲ聞キ、市民一同奮起シ、發令ヲ待タズ、我勝ニト縁髪ヲ截斷シ、之ガ為メ大坂神戸ノ洋品店ニ在シ帽子一時ニ賣盡シタリト。……」
「新聞雑誌70」明治5年11月 前掲書 「府下當節往來ノ人ヲ見ルニ、種々ノ異風變態アリテ、開化ノ服ヲ着ケ、因循ノ長髪ヲ結ビ、西洋沓ヲ穿チ、日本刀ヲ横タヘ、女ニシテ男装、奴ニシテ騎馬アリ……」
『明治事物起原』石井研堂 「明治維新の初、徳川時代の風俗未だ脱せず、欧米風の事物は洪河の勢を以て侵入したれば、海内半舊半新の異風俗は、頗る茶番的笑味を帯び、後世の風俗史中に逸すべからざる一節を遺せり。新舊の連鎖に、かゝる奇體の發生すべきは、素より當然のこととなす」
- 15) 「新聞雑誌1」明治4年5月『新聞集成明治編年史』
- 16) 「新聞雑誌18」明治4年10月 前掲書
- 17) 「新聞雑誌62」明治5年10月 前掲書
- 18) 「東京日日新聞」明治6年6月25日 前掲書
- 19) 「東京日日新聞」明治7年7月23日 前掲書
- 20) 「新聞雑誌」明治7年4月20日 前掲書
- 21) 『蛇の目ミシン工業創業50年史』
- 22) “Japan Day by Day” Edward Sylverster Morse
- 23) 「朝野新聞」明治14年2月3日『新聞集成明治編年史』

- 24) 「東京日日新聞」明治15年1月4日 前掲書
- 25) 「朝野新聞」明治18年6月20日 前掲書
- 26) 「讀賣新聞」明治11年5月11日『新聞集成明治編年史』
- 27) 『蛇の目ミシン工業創業50年史』より再引
- 28) ミシンに関しては、万延元年、大使衛護船の通詞として渡米した中浜万次郎が写真機械とともに持ち帰ったものが起源とされている。（『明治事物起原』）当時のミシンは、「外国人衣服仕立之図」「横浜開港見聞誌」（『幕末明治錦絵集成』）などに描かれている。その後、開成所でミシン伝習生を募集したり、居留地に住む外国婦人から直接教授をうけた者があったことが知られている。
- 29) 「朝野新聞」明治18年12月3日『新聞集成明治編年史』
- 30) 「郵便報知新聞」明治19年10月24日 前掲書
- 31) 「東京日日新聞」明治18年12月10日 前掲書
- 32) 「時事新聞」明治18年12月21日 前掲書
- 33) 「日要新聞」明治4年12月 前掲書
- 34) 「讀賣新聞」明治9年8月13日 前掲書
- 35) 「日要新聞」明治5年1月 前掲書
- 36) 「日要新聞」明治6年1月 前掲書
- 37) 「東京さきがけ」明治10年5月1日 前掲書
- 38) 『服飾近代史』 遠藤武
- 39) 『一億人の昭和史』 毎日新聞社
- 40) 「東京日日新聞」明治6年12月15日『新聞集成明治編年史』
- 41) 「新聞雑誌156」明治6年10月 前掲書
- 42) 「東京日日新聞」明治7年2月3日 前掲書
- 43) 「東京日日新聞」明治7年3月8日 前掲書
- 44) 「東京日日新聞」明治8年2月7日 前掲書
- 45) 「朝野新聞」明治8年2月13日 前掲書
- 46) 「東京日日新聞」明治14年10月3日 前掲書
- 47) 「朝日新聞」明治16年5月27日 前掲書
- 48) 『写真にみる日本洋装史』 遠藤武 石山彰
- 49) 「郵便報知新聞」明治18年7月12日『新聞集成明治編年史』
- 50) 『明治事物起原』（前掲書）によれば、明治18年9月に東京女子師範学校の教員生徒が洋服に改め、続いて秋田、宇都宮両女子師範学校に及び、19年10月には、高等師範学校の女生徒の正服が洋服と定められ、同年12月、甲府徴典館の女生徒、府下有馬小学校5級以上の女生徒、京都師範女生徒らが洋服となった。
- 51) 「東京横濱毎日新聞」明治18年7月12日『新聞集成明治編年史』
- 52) 『洋髪の世界』 青木英夫
- 53) 「東京日日新聞」明治18年9月6日『新聞集成明治編年史』
- 54) 「朝野新聞」明治18年9月18日 前掲書
- 55) 「朝野新聞」明治18年9月11日 前掲書

日本における洋服受容の過程

- 56) 「朝野新聞」明治20年1月19日 前掲書
- 57) 「東京日日新聞」明治20年2月10日 前掲書
- 58) 「東京日日新聞」明治19年11月7日 前掲書
- 59) 「朝野新聞」明治20年11月20日 前掲書
- 60) 婦人洋服の仕立については、幕末から明治にかけて、西洋婦人の許でミシン裁縫の技術を習得したのが、はじめといわれる。その後居留地の欧米人の増加にともない婦人洋服業が成立した。明治初期の婦人洋服業者は、わずかであったが、鹿鳴館の落成後は倍増し、「女唐服屋」として独立する業者があらわれた。（「婦人洋服職人制の展開」中山千代）
- 61) 「朝日新聞」明治20年1月20日『新聞集成明治編年史』
- 62) 「毎日新聞」明治20年3月25日 前掲書
- 63) 「東京日日新聞」明治14年1月6日 大臣以下が夫人と共に参内することが許されたと報じられているが、その折の服装については触れられていない。